

青 行 第 141 号
平成 22 年 3 月 31 日

各 部 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
各 種 委 員 会 等 事 務 局 長
総 務 部 各 課 長

} 殿

行政改革・危機管理監
(公 印 省 略)

民間活力の活用の推進について

民間活力の活用の推進については、青森県行財政改革大綱の趣旨を踏まえ、別紙の内容に留意しつつ、引き続き、新たな雇用の創出に配慮しながら、積極的に取り組んでくださるようお願いいたします。

なお、平成 14 年 11 月に策定した「民間委託等の推進に関する基本指針」については、廃止します。

【別紙】

1 民間活力の活用を検討すべき業務の選定

次の事項を勘案して、民間活力の活用を検討すべき業務を選定する。

(1) 行政が実施すべき業務

ア 行政が専管的に行うべきもの

- ① 公権力の公使に該当するものなど法令等により行政機関が直接実施することとされているもの

ただし、民間で実施が可能な業務については、国に対する規制改革の提案を検討すること

- ② 政策立案、総合調整業務など行政の本来的機能であるもの

イ 行政が実施することが望ましいもの

- ① 公正性や公平性の確保、個人情報保護などのため、行政でなければ事業執行が困難なもの

- ② 民間の市場が成熟していないなどから、民間では実施が困難なもの

(2) 民営化を検討すべき業務

ア 業務の性質又は法令等の変化により、行政が実施主体となって行う必要性が失われ、又は減少しているもの

イ 民間によって、同種のサービスが提供されていて、行政が競合して実施する必要性が薄れているもの（行政によるサービスの提供や業務を廃止しても支障のないもの）

ウ 民間活力等の活用により、効率性とサービスの向上が期待できるもの

- ① 行政が実施主体となって実施するよりも民間が実施するほうがコストを含めたサービスの向上が期待できるもの

- ② 同一のサービスを提供する民間の事業主体の多いもの

- ③ 需要が多いもの又は需要が発生する確実性の高いもの

- ④ 行政によるサービスの提供や業務を廃止し、又は縮小することにより、民間によるサービス・事業の拡大が期待できるもの

エ 事業実施に伴う収入（受益者負担）があり、経営努力により採算が見込まれるもの

オ 他都道府県で民営化した事例があるもの

(3) 民間委託を検討すべき業務

ア 各種イベント、研修会、講習会などにおいて民間委託により効率的・効果的な運営・サービスの提供が期待できるもの

イ 専門的知識、技術等を要し、技術革新の進歩が早く、民間の専門的な知識、技術、設備等の活用が期待できるもの

ウ 定型的なもの、業務が時期的に集中するなど、常時一定の職員を配置する必要のない臨時的なもの

エ 同種の業務を行っている民間の事業主体が多いものなど、民間委託により効率的・効果的な執行が期待できるもの

オ 他都道府県で民間委託した事例があるもの

(4) 民間との連携・協働による実施を検討すべき業務

ア 民間と連携・協働することにより、相乗効果が期待できるもの

イ 民営化、民間委託等を検討している業務で、担い手となる民間の育成が必要なもの

ウ 民間企業の社会貢献活動とのタイアップにより、相乗効果が期待できるもの

エ 他都道府県で民間と連携・協働した事例があるもの

2 民間活力の活用の推進に当たっての留意事項

(1) 県民の視点に立った取組

民間活力の活用に当たっては、必要に応じ、県民や利用者等の関係者に対して、民間委託等に向けた計画に関する情報を提供し、意見を聴取するなど、その実施に対する理解を得るように努めるものとする。

(2) 事前の検証

民間活力の活用の検討に当たっては、予想されるサービスの質や量、コスト、受益者負担の程度などについて、県が自ら実施する場合との比較をして、全体として効率性が向上するなどの効果があるかどうか事前に検証を行うものとする。

なお、期待される効果が、民間委託等に係る経費を確実に上回り、経費の執行年度と効果の発現年度にずれが生じるなどの事由により、通常のシーリングでは対応できない相当程度の規模の経費が見込まれる場合には、当初予算要求において一定の調整を行う経費の対象とするものであること。

(3) 推進方策の活用

民間活力の活用の検討、掘り起こし等に当たっては、民間企業等から、民間の主体性や民間が有するノウハウ、マンパワー等を活用した県業務のアウトソーシングに向けた提案を募る「県業務アウトソーシング推進民間提案事業」と、民間企業の社会貢献提案を県が行う公共サービスとマッチングする「あおり公共サービス協働マッチング制度」を積極的に活用し、推進していくこととする。

(4) 適切な管理

民間委託後においても、次に掲げる措置を講ずるなど、行政サービスの低下を招くことのないように、受託者の業務執行について適切な管理を行うこととする。

ア 契約書、仕様書等により、県と受託者の責任の範囲を明確にするとともに、県が受託者の業務執行の企画、管理に参画する手続を明示するなど、業務の実施過程における県の監督権が機能するようにする。

イ 個人情報等の保護のため、契約書、仕様書等により、県と受託者の責任の範囲を明確にするとともに、受託者に対し個人情報保護のための担保や従業員教育の徹底などを求める。

ウ その他、受託者に対し、契約書、仕様書等により、サービス水準の確保、公正性・公平性の確保、県民ニーズへの的確な対応等を図るよう求めるとともに、最低賃金法等の雇用関係法令の遵守の徹底等を働きかける。